

草津市公共施設包括管理業務プロポーザル実施要領および仕様書の概要

○業務期間

- ・令和5年4月1日から令和10年9月30日（66か月間）
- ・令和5年4月1日から令和10年9月30日 庁舎総合管理
- ・令和5年10月1日から令和10年9月30日 庁舎含む全施設の包括管理
※債務負担行為に基づく複数年契約とする。

○対象業務

保守管理業務：消防設備保守点検業務、昇降機保守点検業務、清掃業務等

修繕業務：1件の修繕費が130万円未満の修繕を対象とし、市の求めに応じ実施する。例：ガラスの破損、雨漏れ、設備の故障

保全工事：1件の工事費が1,000万円未満の予防保全工事。民間工事の手法を取り入れ、施工だけではなく設計と監理も含める。例：外壁塗装、屋上防水の更新、空調機器の取替、給水ポンプの取替

巡回点検：安全の確保、長寿命化、適正な維持管理の観点から、目視を主とした点検により不具合を把握する。軽微な不具合の修繕も含む。

○受託者選定方法

募集方法：公募型プロポーザルにより提案募集を行う。

実施要領公表：令和4年10月頃、結果公表：令和5年1月頃

公募型プロポーザルとする理由：業務効果を最大限に発揮するためには、民間事業者が有する実績、技術や経験、専門知識、ノウハウ等の提案をもって総合的な判断を行うことが必要

○業務従事者

総括責任者は、公共施設の包括管理業務の責任者として通算3年以上、またはビルメンテナンス等の総括責任者として通算5年以上の実務経験を有し、原則として本業務に専任専属できる者とする。

○緊急対応

包括管理受託事業者は、24時間365日対応が可能な緊急対応体制を整備する。

○市内事業者等の活用および育成

市内事業者（草津市内に本店または営業所を有する事業者）を積極的に活用し、技術力、経営基盤等の向上に努める。

契約先が草津市シルバー人材センターおよび障害者団体となっている業務については、同センターおよび障害者団体に再委託するよう最大限配慮する。